

令和2年度
堺市ZEH支援事業補助金
申請の手引き

令和2年5月

■ 問合せ先 ■

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課

TEL 072-228-7548

FAX 072-228-7063

I 事業の概要

1. 事業の目的

堺市ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）支援事業補助金は、市内においてZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）※を取得する場合に、要した費用の一部を補助することにより、住宅における低炭素化及び再生可能エネルギーの普及を推進するとともに、安全・安心で持続可能な都市づくりに寄与することを目的としています。

2. 用語の定義

(1) ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

外皮のf断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅（以下「ZEH」という。）

(2) J-クレジット制度

太陽光発電システムの導入などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度です。

(3) さかいエコバンク

J-クレジット制度実施要項に基づき二酸化炭素削減事業を行う任意団体（令和2年度発足）

※詳しくは本市ホームページをご覧ください

3. 事業内容

(1) 補助金名

令和元年度 堺市ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）支援事業補助金（以下「本補助金」という。）

(2) 事業予算額

4,020万円（堺市スマートハウス化支援事業補助金を含めた事業予算額）

(3) 補助対象事業

補助対象事業は、市内において、表1に掲げるZEHの要件を満たす新築の戸建住宅（BELS※¹において当該住宅の最終仕様が『ZEH』の評価を受けたもの）を令和2年2月1日から令和3年1月末日の間に取得する※²事業です。

表1 ZEHの要件

<p>次の各号に該当し、経済産業省のZEHの定義（改訂版）〈戸建住宅〉（平成31年2月公表）における『ZEH』の定義を満たす住宅</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成28年省エネルギー基準に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（U_A値）が0.6以下であること 平成28年省エネルギー基準に準拠して計算される住宅の冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC}値）が2.8（美原区は3.0）以下であること 太陽光発電システム等の再生可能エネルギーによる創エネルギーシステムが導入されていること 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による削減分を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による削減分を含めて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること

- ※1 「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）」に基づく第三者認証の一つである建築物省エネルギー性能表示制度
- ※2 住宅の引渡日又は住宅に係る領収証等に記載された領収日が上記期間内のもの
 （ただし、本人の責によらない自然災害等を理由に、（受付終了に伴うものを含まず）前年度の補助金の交付を申請できなかったものはこの限りではない）

(4) 補助対象者

補助対象者は、次の全ての要件を満たす者とします

- ① 自ら居住するため、補助対象事業を行おうとする者であること。
- ② 本市の市税を滞納していないこと。
- ③ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団密接関係者でないこと。
- ④ 「さかいエコバンク※」に入会していること。

(5) 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象設備の**機器本体額+設置工事費**とします。（補助対象事業を実施するために必要な経費であって、表2に掲げる補助対象設備の購入及び設置に要する費用）

なお、次のいずれかに該当するものは、補助対象経費から除外します。

- ・ 事務経費
- ・ 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額
- ・ 値引き等がある場合は、値引き分に相当する額
- ・ 堺市スマートハウス化支援事業補助金の交付を受ける住宅に設置された設備に係る経費

表2 補助対象設備

No.	補助対象設備	内容	要件
1	太陽光発電システム	太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電する装置であり、住居部分に電力を供給するために設置されるもの	次の要件を全て満たすもの ① 住宅の屋根等への設置に適した配電線と逆潮流有りて連系するもの

			② 発電した電力の一部又は全部を自家消費するもの（全量売電でないこと）
2	燃料電池システム（エネファーム等）	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであり、住居部分に電力及び熱を供給するために設置されるもの	国が平成30年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会が行う家庭用燃料電池導入支援事業の補助要件を満たすもの
3	蓄電システム	蓄電池及び電力変換装置（パワーコンディショナ等）で構成され、太陽光発電システム等により発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電力を供給するシステムであり、住居部分に電力を供給するために設置されるもの	次の要件を全て満たすもの ① 蓄電池本体又は蓄電システムパッケージが、一般社団法人電気安全環境研究所のS-JET認証又は国が平成29年度以降に実施する補助事業の補助対象設備として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録されているもの ② 蓄電容量の合計が1kWh以上のもの
4	V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム	分電盤を通じて電気自動車等と住居部分とで電力を相互に供給するために設置されるもの	国が平成26年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの又は一般社団法人CHAdeMO協議会の認証を受けているもの若しくはそれらと同等以上の機能を有していると市長が認めるもの
5	その他の設備	空調設備、給湯設備、換気設備、照明設備 HEMS	国ZEH補助金（国がZEHの普及促進を目的に実施する補助金）の補助要件を満たす設備

※ 使用済み、リース品、本市が実施する他の補助金の交付を受けている設備は、補助対象外となります。

※ 堺市スマートハウス化支援事業補助金の補助事業で設置された設備は、補助対象外となります。

※ 国ZEH補助金を併用する場合は、蓄電池システム、空調設備、給湯設備（燃料電池システムを除く）、換気設備は、補助対象外となります。

(6) 補助金額

本補助金の額は、予算の範囲内で、表3のとおりです。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

表3 補助金額

補助金の額	
国ZEH補助金を併用しない場合	補助対象設備の対象経費の1/5（ <u>上限30万円</u> ）
国ZEH補助金を併用する場合	補助対象設備の対象経費の1/5（ <u>上限20万円</u> ）

4. 事業スケジュール（表 4）

- (1) 交付申請受付期間 令和2年5月15日（金）～ 令和2年11月30日（月）必着
- (2) 実績報告提出期限 交付決定日又は住宅の引渡日の翌日のいずれか遅い日から起算して60日以内かつ令和3年3月1日（月）必着
- (2) 補助金交付請求書提出期限 令和3年4月7日（水）必着

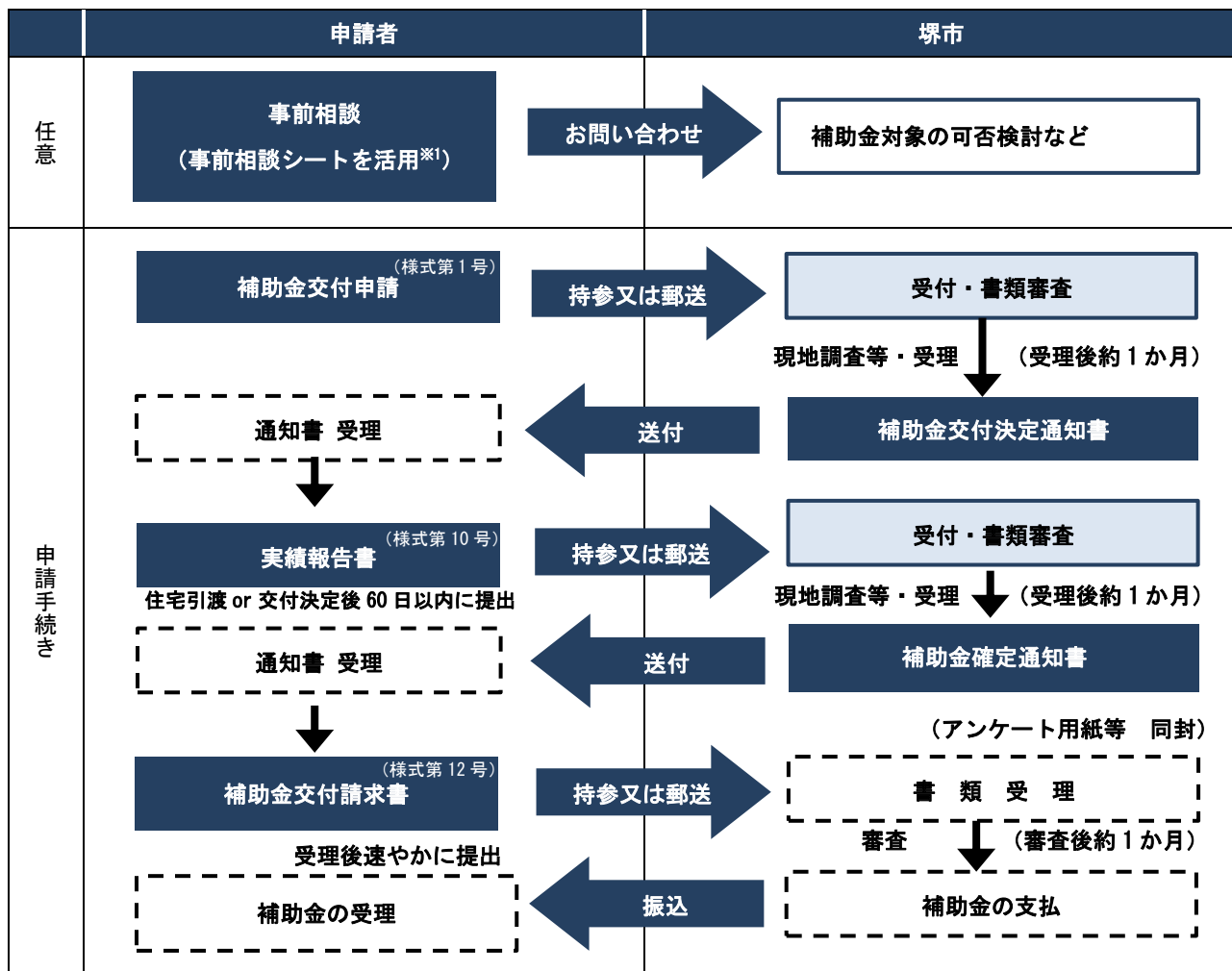
	令和2年												令和3年								
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月						
住宅の引渡日 又は領収日	● 2/1		対 象 期 間										1/31 ●								
申請受付期間 ^{※2}				5/15														9/1		11/30 ●	
実績報告期限 ^{※3}																3/1 ●					
請求書提出期限																4/7 ●					

※1 令和2年9月1日以降の申請については、住宅の引渡の前日までに交付申請が必要です。引渡日以降は交付申請ができませんのでご注意ください。

※2 申請は先着順で受付し、申請受付が80件に達した時点又は申請額の総額が予算額に達し次第受付を終了します。

※3 実績報告は、令和3年3月1日以前であっても住宅の引渡日又は交付決定通知日のいずれか遅い日から60日以内に提出が必要です。

5. 申請手続き等の流れ(表 5)



※1 事前相談シートはホームページよりダウンロードできます。

5. その他

- (1) 一般家庭において、空調設備、給湯設備、発電設備などが、低周波を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。これらの機器を設置する際には、販売業者や施工業者などとよく相談の上 周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。
- (2) 本補助金の交付を受けた者及び使用者は、補助対象設備を6年の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。
- (3) 補助金確定後、補助金確定通知書とともに利用者アンケート等を同封します。ご回答いただいた情報は本事業の目的以外には使用しませんので、ご協力をお願いします。
- (4) 補助対象設備を設置する前に、事前に堺市に相談することができます。補助要件に適合しない場合は本補助金の交付を受けられませんので、補助要件の適合の可否や制度の詳細等について、ぜひ事前相談をご利用ください。
- (5) 申請書類を受付後、必要に応じて現場確認を行いますので、ご了解、ご協力をお願いします。
- (6) 執拗に勧誘し、強引・急な契約を迫って、高額な工事代金を請求する悪質な業者にご注意ください。
- (7) 申請事務の手続を第三者に依頼したことによるトラブル等について、堺市は一切責任を負いません。
- (8) 堺市では、市内事業者の育成及び地域経済活性化のため、市内事業者への優先発注等に努めています。本事業に係る設備機器設置工事についても、可能な限り市内事業者の利用をお願いします。

3. 申請書類

補助金の交付申請及び実績報告には、次の書類を提出してください。(表6「交付申請書類」、表7「実績報告書類」)

なお、必要に応じてその他の資料を追加で求める場合があります。

表6「交付申請書類」 ●：原則提出必須の書類 ○：該当する場合は必要な書類

区分	No	提出が必要な書類	内容	様式	区分
共通	1	補助金交付申請書	—	第1号	●
	2	補助対象設備等の内容	—	第2号	●
	3	補助金交付申請額計算書	—	第3号	●
	4	補助対象経費に係る契約書又は見積書等の写し	—	—	●
	5	見積内訳書の写し	契約書又は見積書に、申請する補助対象設備の経費の記載がある場合は提出不要	—	○
	6	住宅に係るエネルギー計算書	既にBELS評価書を取得している場合は、BELS申請時のエネルギー計算書を提出	—	●

表7「実績報告書類」 ●：原則提出必須の書類 ○：該当する場合は必要な書類

区分	No	提出が必要な書類	内容	様式	区分
共通	1	実績報告書	—	第10号	●
	2	領収書等の写し	クレジット払など、領収書が発行されない場合は領収証明書の写しを提出	—	●
	3	領収内訳書の写し	領収書等に、申請する補助対象設備の経費の記載がある場合は提出不要	—	
	4	住宅の引渡証明書	—	—	
	5	完成後の建物外観のカラー写真	—	—	●
	6	最終仕様のBELS申請に係る書類	次の全ての書類の写し ① BELS評価書 ② エネルギー計算書 ③ 外皮計算書 ※ ②及び③はBELS評価機関の押印のあるもの ※ ①～③交付申請時に提出している場合は提出不要	—	●
	7	さかいエコバンク入会申込書	既に入会している場合は、提出不要	—	●
国ZEH補助金と併用する場合			国ZEH補助金の交付決定通知書の写し	—	○
太陽光発電システム	1	電力会社との系統連系が確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ① 電力会社からの「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」 ② 電力会社への系統連系申込書(シンセツくん・たくそう君)及び系統連系契約の成立に関する通知メール文 ③ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定につ	—	○

			いて（通知）【一般社団法人 太陽光発電協会（JPEA）】 ④ その他、第三者により電力会社との系統連系が確認できる書類 ※但し、受給最大電力が10kW以上の場合は、②を提出		
	2	太陽電池モジュールの設置枚数分の製造番号と出力が確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ① 製造事業者（系列の販売会社等を含む。）が発行する出力対比表 ② 太陽光パネル設置報告書 など	—	○
	3	カラー写真	太陽光パネルが設置された屋根のカラー写真	—	○
その他の設備	1	保証書等の写し	次のいずれかの書類の写し ① 保証書（住所、氏名、購入日（保証開始日）が確認できるもの） ② 出荷証明書	—	○
	2	カラー写真	設備の外観カラー写真	—	○